

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

令和3年3月1日

株式会社アシストワンエナジー

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまに対して、令和2年4月より、以下の通り、お支払い期日延長の特別措置を講ずることとしております。

<特別措置の申込方法>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から特例貸付を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。
ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

<特別措置の内容>

○支払期日の延長

2020年3月分より2021年3月分の電気料金について、従来の支払期日を1～5カ月間延長いたします。

措置の延長期間につきましては、下記お問い合わせ先へご相談ください。

本特別措置に関するお問い合わせ先

0120-355-552

* 受付時間：9：00～17：00（休・祝日を除く月曜～金曜）